

角田市指定学校変更事務取扱要綱(平成19年3月23日角田市教育委員会告示第15号)

最終改正:令和2年3月16日教委告示第7号

改正内容:令和2年3月16日教委告示第7号[令和2年4月1日]

○角田市指定学校変更事務取扱要綱

平成19年3月23日角田市教育委員会告示第15号

改正

平成19年12月21日教委告示第31号

令和2年3月16日教委告示第7号

角田市指定学校変更事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づいて指定された学校(以下「指定学校」という。)の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(変更許可の基準)

第2条 教育委員会は、就学予定者、学齢児童又は学齢生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、保護者の申立てにより、指定学校を変更することができる。

(1) 心身の障害等に関する理由

イ 心身の障害や疾患、長期入院等により、指定学校への就学が困難と認められる場合

ロ 特別支援学級への入級その他特別支援教育上配慮が必要と認められる場合

(2) 転居に関する理由

イ 転居することが確定していて、転居予定地において指定をされる学校への就学を希望する場合

ロ 一時転居後、再度現住所地へ戻ることが確定している場合で、現住所地に係る学校への就学を希望する場合

ハ 転居し、卒業まで引き続き転居前に在籍していた学校への就学を希望する場合

(3) 家庭の事情に関する理由

イ 保護者の勤務等により、小学校の児童の帰宅後の家庭保護観察をするものがないため、親族等が児童を預かっている場合、

ロ 兄弟姉妹が指定学校の変更許可されているため、同一学校への就学を希望する場合

ハ その他家庭の特別な事情により、指定学校への就学が困難であると認められる場合

(4) 地域の事情に関する理由

イ 指定学校への通学の安全性、地理的な利便性等により、指定学校以外への通学が適当と認められる場合

ロ 他の学校への統合が決定されている学校が指定学校とされている場合であって、統合先の学校への就学を希望する場合

(5) 教育的理由

イ いじめ、不登校等生活上の状況から、指定学校への就学が困難であると認められる場合

ロ 小学校の指定学校変更による中学校入学に配慮が必要な場合(小学校在籍時に指定学校変更許可を受け、卒業まで継続して在籍する者のうち、卒業する小学校の学区への入学を希望する場合)

ハ その他特別な理由により教育委員会及び学校長が教育的配慮を必要と認める場合

(申立書の提出)

第3条 指定学校以外の学校に就学させようとする保護者は、指定学校変更申立書(以下「申立書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

(指定学校変更通知)

第4条 教育委員会は、申立書を受理したときは、速やかに指定学校の変更の可否について決定を行い、その旨を学校長及び当該保護者に通知しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更に際し、必要な条件を付することができる。

(指定学校変更の取消し)

第5条 教育委員会は、次のいずれかに該当することとなった場合は、第2条の取消しをすることができる。

(1) 申立ての事由が虚偽であった場合

(2) 申立ての事由が消滅した場合

(3) 申立ての内容に変更が生じた場合

(学校の責務)

第6条 学校は、保護者から指定学校の変更について相談があった場合は、教育委員会と連携をとり、就学について適切な対応が図られるよう努めなければならない。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日教委告示第31号)

この告示は、平成19年12月21日から施行する。

附 則(令和2年3月16日角田市教委告示第7号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。